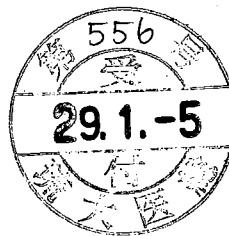


5



保健 第 2964 号
平成 28 年 12 月 28 日

がん診療連携拠点病院等の長 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



がん対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）

謹啓、時下ますます御清栄のことと存じます。

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り感謝申し上げます。

さて本県では、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、平成20年に「沖縄県がん対策推進計画」を策定するとともに、平成24年には「沖縄県がん対策推進条例」（平成24年8月3日条例第61号。）を制定し、がん対策の推進を図っているところです。

この度、平成28年12月16日付健発1216第16号により厚生労働省健康局長から別添のとおり、法の改正及び公布について通知がありますので、法改正の趣旨及び概要を御理解いただき、なお一層のがん対策の推進に御配慮くださいますようよろしくお願いします。

沖縄県保健医療部
健康長寿課 徳田
電話 098-866-2209
FAX 098-866-2289

健発第1216第17号
平成28年12月16日

別記 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん対策基本法の一部を改正する法律の公布について

がん対策基本法の一部を改正する法律については、本年11月15日に第192回臨時国会に提出され、同年12月9日に可決成立し、本日、平成28年法律第107号として公布されました。

この法律は、公布日から施行されます。

これを受け、別添のとおり都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【別記】

公益社団法人日本医師会会长

一般社団法人日本病院会会长

公益社団法人全日本病院協会会长

一般社団法人日本医療法人協会会长

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

健康保険組合理事長

全国健康保険協会理事長

全国中小企業団体中央会

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

日本労働組合総連合会

健發1216第16号
平成28年12月16日

〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん対策基本法の一部を改正する法律の公布について

がん対策基本法の一部を改正する法律については、本年11月15日に第192回臨時国会に提出され、同年12月9日に可決成立し、本日、平成28年法律第107号として公布されました。この法律は、公布日から施行されます。

厚生労働省をはじめ政府は、平成18年に成立したがん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、がん対策を着実に実施してきました。法に基づき策定する第2期がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）では「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」「がんと診断されたときからの緩和ケアの推進」「働く世代や小児へのがん対策」「がんの教育・普及啓発」「がん患者の就労を含めた社会的な問題」などを盛り込み、総合的な対策を進めております。また、がん対策をさらに加速するため、平成27年12月に「予防」「治療・研究」「がんとの共生」の3つの柱とするがん対策加速プランを策定したほか、本年1月には、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）を施行するなど、がん対策は大きく進んできました。

今般、法が成立してから10年の節目を迎え、こうしたがん対策をめぐる状況の変化等に鑑み、がん対策を更に推進するために、法の一部が改正されました。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、その趣旨及び概要について十分御了知の上、管内市町村を始め、管内のがん診療連携拠点病院、都道府県医師会等の関係団体等に対して周知いただき、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、法の成立から10年が経過し、その間に、がん医療のみならず、がん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等に対処していく必要が明らかになったことを踏ま

え、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、福祉的支援・教育的支援も含む必要な支援を受けることができるようになること等を基本理念に明記するとともに、事業主の責務について定めるほか、がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定及びがんに関する教育の推進のための規定の新設等、基本的施策の拡充を図ることを主な内容とするものである。

第2 改正の概要

1 目的規定の改正

目的規定に、がん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようになることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加えること。（第1条関係）

2 基本理念の追加

基本理念として次の事項を加えること。（第2条第4号から第8号まで関係）

- (1) がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようになるとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。
- (2) それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようになること。
- (3) 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
- (4) 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- (5) がん患者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようになること。

3 医療保険者の責務に係る規定の改正

医療保険者が協力するよう努めなければならない施策の例示として、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等を規定すること。（第5条関係）

4 国民の責務に係る規定の改正

国民の責務につき、がんに関する正しい知識の例示として「がんの原因となるおそれのある感染症」を規定するとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない旨を加えること。（第6条関係）

5 事業主の責務

事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとすること。(第8条関係)

6 がん対策推進基本計画等の見直し期間に関する改正

がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に改めること。(第10条第7項及び第12条第3項関係)

7 がんの予防の推進に係る規定の改正

がんの予防の推進のために必要な施策の例示として、次の事項を規定すること。(第13条関係)

- (1) がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及
- (2) 性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及

8 がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要な診療を受けることの促進等

- (1) 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとすること。(第14条第2項関係)
- (2) 国及び地方公共団体は、がん検診の質の向上等に関する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。(第14条第3項関係)

9 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策の例示として、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。10において同じ。）のうち医療として提供されるものに携わる医療従事者の育成を図るための施策を規定すること。(第15条関係)

10 がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正

- (1) がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、次の事項を規定すること。(第17条関係)
 - ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されること。
 - ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようすること。

(2) 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策のほか、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとすること。 (第17条関係)

11 がん登録等の取組の推進に関する改正

国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第2条第2項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下11において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとすること。 (第18条第2項関係)

12 研究の推進等に係る規定の改正

- (1) 国及び地方公共団体が研究の促進等を行う事項として、「がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項」を加えること。 (第19条第1項関係)
- (2) 国及び地方公共団体が研究の促進等のために必要な施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとすること。 (第19条第2項関係)
- (3) 国及び地方公共団体は、がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとすること。 (第19条第3項関係)

13 がん患者の雇用の継続等

国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。以下13及び15において同じ。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとすること。 (第20条関係)

14 がん患者における学習と治療との両立

国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとすること。 (第21条関係)

15 民間団体の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとすること。 (第22条関係)

16 がんに関する教育の推進

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のた

めに必要な施策を講ずるものとすること。 (第23条関係)

17 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第1項関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

がん対策基本法の一部を改正する法律 概要

1. 目的規定の改正(第1条)

目的規定に「がん対策において、がん患者(がん患者であった者を含む。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

2. 基本理念の追加(第2条)

- ① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようになるとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
- ② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
- ③ 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
- ④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
- ⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正(第5条、第6条)

- ① 医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
- ② 国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

4. 事業主の責務の新設(第8条)

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正(第10条、第12条)

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」(現行は5年)に改正

6. 基本的施策の拡充

(1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)

(2) がんの早期発見の推進(第14条)

- ① がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
- ② がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力

(3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)

(4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条)

- ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
- ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
- ③ がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記

(5) がん登録等の取組の推進(第18条)

(6) 研究の推進等に係る規定の改正(第19条)

- ① がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
- ② 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
- ③ がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記

(7) がん患者の雇用の継続等(第20条)

(8) がん患者における学習と治療との両立(第21条)

(9) 民間団体の活動に対する支援(第22条)

(10) がんに関する教育の推進(第23条)

7. 施行期日(附則)

公布の日

3 (タクシーサービス適正化特別措置法の一部改正)
タクシーサービス適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改める。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 駿三

がん対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 駿三

法律第二百七号

がん対策基本法の一部を改正する法律

がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「第九条第一十一条」を「第十一条第十二条」に、「第十二条第十三条」を「第十三条第十四条」に、「第十四条第十七条」を「第十五条第十八条」に、「第三節研究の推進等(第十九条)」を「第四節がん患者の就労等(第二十条第十二条)」に、「第十九条第二十条」を「第二十四条第十五条」に改める。

第一条中「にかんがみ」を「並びにがん対策においてがん患者(がん患者であつた者を含む。以下に鑑み)に、『及び医師等』を「医師等及び事業主」に改める。
第二条に次の五号を加える。
四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようになるとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。
五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようすること。
六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行ふ民間の団体、その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
八 がん患者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる)ことなるものを含む。)をいう。の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

第五条中「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合」に改め「がん検診」の下に「(その結果に基づく必要な対応を含む)」を加える。
第六条中「影響」の下に「がんの原因となるおそれのある感染症」を加え、「払うよう努める」ともに「払う」に改め、「受けれるよう」の下に「努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう」を加える。

第二十条を第二十五条とする。

第十九条中「第九条第四項」を「第十条第四項」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 がん患者の就労等

(がん患者の雇用の継続等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者における学習と治療との両立)

第二十二条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいざれをも継続的かつ円滑に受けられるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十四条 がん患者の就労等(第二十条第十二条)がんに関する教育の推進のため必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条 「標準的な」を「有効な」に、「臨床研究」を「臨床研究等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

第三章第三節中第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項中「及びその家族」を「その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。」に改め、同条第二項中「がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずる」を「がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百二十一号)第二条第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。)」、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するに改め、第三章第二節中同条を第十八条とする。

第十六条中「疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われる」を「緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようになること、がん患者の状況に応じた良質なりハビリテーションの提供が確保される」に改め、「対するがん患者の療養生活」の下に「(これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「化学療法」の下に「緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるもの」を加え、同条を第十五条とする。

第十三条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章第一節中第十三条を第十四条とする。

第十二条中「影響」の下に「がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第二百二十三号)」を加え、「保健、医療又は福祉に関する」を「がん対策に関する」に改め、同条第三項中「五年」を「六年」に改め、第二章中同条を第十二条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第七項中「五年」を「六年」に改め、同条を第十条とする。

第一章中第八条を第九条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(事業主の責務)

第八条 事業主は、「がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努める」とともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項第十七号の二中「第九条第一項」を「第十条第二項」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二百八号

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九項中「期間」の下に「(以下この条において「通知期間」という。)」を加え、同項に次の五号を加える。

三 当該届出に係る株式の取得に関する通知をした場合において、第十八条の三第一項による認定の申請に係る取下げがあつたとき。

四 当該届出に係る株式の取得に関する通知をした場合において、第十八条の二の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。

五 当該届出に係る株式の取得に関する通知をした場合において、第十八条の二の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。

六 当該届出に係る株式の取得に関する通知をした場合において、第十八条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による第十八条の三第三項の認定(同条第八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合

七 当該届出に係る株式の取得に関する通知をした場合において、第十八条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による第十八条の三第三項の認定(同条第八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合

八 当該届出に係る株式の取得に関する通知をした場合において、第十八条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関する必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第四項の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関する必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関する必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関する必要な措置を命じようとするときは、第十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して一年以内に第十九項本文の通知をしなければならない。

第十五条第三項、第十五条の二第四項、第十五条の三第三項及び第十六条第三項中「から第十項」を「から第十四項」に、「及び第十項」を「及び第十項から第十四項までの規定」に改める。

第十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請を許すことができる旨

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置(以下この条から第十八条の五までにおいて「排除措置」という。)に関する計画(以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。)を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができること。

一 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

◎がん対策基本法の一部を改正する法律新旧対照表
○がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第一章 総則（第一条—第九条） | 第一章 総則（第一条—第八条） |
| 第二章 がん対策推進基本計画等（第十条—第十二条） | 第二章 がん対策推進基本計画等（第九条—第十二条） |
| 第三章 基本的施策 | 第三章 基本的施策 |
| 第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十三条・第十四条） | 第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十二条・第十三条） |
| 第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十五条—第十八条） | 第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十四条—第十七条） |
| 第三節 研究の推進等（第十九条） | 第三節 研究の推進等（第十八条） |
| 第四節 がん患者の就労等（第二十条—第二十二条） | 第四節 がん患者の就労等（第二十条—第二十二条） |
| 第五節 がんに関する教育の推進（第二十三条） | 第五節 がんに関する教育の推進（第二十三条） |
| 第四章 がん対策推進協議会（第二十四条・第二十五条） | 第四章 がん対策推進協議会（第十九条・第二十条） |
| 附則 | 附則 |
| 第一章 総則 | 第一章 総則 |
| （目的） | （目的） |
| 第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつていてる等がんが国民の生命及び健康にとつて | 第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつていてる等がんが国民の生命及び健康にとつて |

重大な問題となつてゐる現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であつた者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようによることが課題となつてゐることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るために、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一～三　〔略〕

四　がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことができる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に關する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を當むことができる社会環境の整備が図られること。

五　それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようによること。

六　保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

重大な問題となつてゐる現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一～三　〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

七 國、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業

主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者との相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようすること。

〔新設〕

（医療保険者の責務）

第五条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（医療保険者の責務）

第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 [略]

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～6 [略]

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 [略]

(関係行政機関への要請)

[新設]

(法制上の措置等)

第八条 [略]

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～6 [略]

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 [略]

(関係行政機関への要請)

第十一條　〔略〕

（都道府県がん対策推進計画）

第十二条　都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2　都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百八十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつてがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保れたものでなければならない。

3　都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第十條　〔略〕

（都道府県がん対策推進計画）

第十三条　都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2　都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法第二百八十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3　都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章　基本的施策

第三章　基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

2 国及び地方公共団体は、がん検診によつてがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

第二節 がん医療の均てん化の促進等

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十六条 [略]

2 [略]

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようによること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十四条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十五条 [略]

2 [略]

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようによること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者

活（これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。）の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するためには必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。**第二十条及び第二十二条において同じ。**）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副

の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するためには必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、

作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他

のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研

究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ず

るものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん

及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医

薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四節 がん患者の就労等

（がん患者の雇用の継続等）

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な

就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者における学習と治療との両立）

並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医

薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2
4
〔略〕

2
4
〔略〕

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十七 [略]</p> <p>十七の二 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>十七の三〇百十一 [略]</p> <p>2 3 〔略〕</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十七 [略]</p> <p>十七の二 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>十七の三〇百十一 [略]</p> <p>2 3 〔略〕</p> |
| | |

○改正後のがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）

※下線部分は今回の改正部分

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 がん対策推進基本計画等（第十条—第十二条）
- 第三章 基本的施策
 - 第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十三条・第十四条）
 - 第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十五条—第十八条）
 - 第三節 研究の推進等（第十九条）
 - 第四節 がん患者の就労等（第二十条—第二十二条）
 - 第五節 がんに関する教育の推進（第二十三条）
- 第四章 がん対策推進協議会（第二十四条・第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができるようすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。
- 四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、

教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようになるとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。

六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（医療保険者の責務）

第五条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聞くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十一条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県がん対策推進計画)

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第

一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。）の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四節 がん患者の就労等

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、

事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者における学習と治療との両立)

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 協議会の委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 [平成二十八年法律第 号] [抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。